

一般社団法人 吸入療法アカデミー会員規定

第1条 （目的）

この規程は、一般社団法人吸入療法アカデミー（以下「本法人」という。）定款（以下「定款」という。）第6条より第11条までの規定に基づき、本法人の一般会員、アーカイブ会員および、認定会員の資格等について必要な事項を定める。

第2条 （一般会員）

定款第6条第2号に規定する一般会員は、次のとおりとする。

- （1）一般会員は、本法人の目的に賛同して入会を希望する個人で、医師、薬剤師、看護師などの医療職、ならびに製薬会社や介護福祉関係者も対象となる。
- （2）一般会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員には該当せず、社員総会及び、臨時社員総会における議決権を有しない。
- （3）一般会員として、入会しようとする者は、本法人ホームページ内にある入会フォームを用い、最新かつ虚偽のない正確な情報を以て申請する。
- （4）一般会員は、入会時に入会金の負担は無い。
- （5）一般会員は、入会時に年会費 2000 円（税込）を支払い、その際の振込手数料は入会者の本人負担とする。本法人では4月～翌年3月までを1年間を会員期間と定め、期内の途中入会の場合も翌年3月末に1年間の会員期間が一旦終了し、次期更新となる。会員資格は入会者本人からの退会申請が無い限り、1年ごとに自動更新される。会員期間最終月（3月）末までに次年度の年会費 2000 円（税込）を遅滞なく前納する。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。指定期日を超えても未納の場合は、納付期限を付して催告する。催告時に提示した納付期限内に納入されない場合は、納付期日からの延滞割増金を徴収することができる。
- （6）退会の場合は、会員期間最終月の前月（2月）末までに、別紙「第4号様式」の退会届を提出する。この時期より遅れた場合、会員資格が自動更新され、次年度年会費が支払いが発生する。
- （7）入会時に自動割り当てされる会員個人のパスワードは自らが変更できる。このパスワードは会員個人が責任を以て管理し、第3者への譲渡・漏洩を禁ずる。
- （8）会員情報の記載内容に変更が生じた際には、会員自身がマイページにアクセスし、記載内容の変更を遅滞なく行い、常に最新情報に更新する。
- （9）一般会員は、本法人ホームページ内のパスワード管理される会員専用ページにアクセスでき、著作権を有する吸入療法関連動画や吸入指導時に用いる書式セットなどのコンテンツを、会員資格を有する期間内に限り利用でき、退会後は使用できない。これらのコンテンツはいずれも知的財産権を有する著作物であり、許可なく複製、転載、改変、無断使用することは著作権侵害となり、これを禁ずる。
- （10）会員が本法人と関係する講習会等で、これらのコンテンツを使用する際には、事前に著作権を有する代表理事の承認を得なければならない。また、本法人と無関

係な他団体の会合や講習会等で、これらコンテンツの使用は原則できない。

- (1 1) 一般会員は、本法人主催の吸入療法関連の講習会に、会員特別価格で参加することができる。参加費用は講習会ごとに別途定められる。
- (1 2) 一般会員は、本法人が主催する講習会の中で、特別に指定される講習会を受講すると、吸入指導ナビゲーターの資格が付与される。このナビゲーター資格は、一般会員資格が継続される期間内に限り、自動更新される。
- (1 3) 他会員資格への変更を希望する場合、会員期間最終月の前月（2月）末までに、ホームページから会員管理システム（シュクミネット）にログインし、マイページから変更申請を行う。この時期に遅れた場合、次年度も現会員資格が自動更新となる。
- (1 4) 《現会員有効期間中に、他会員資格への変更申請の場合》
一般会員でも希望者は追加費用を支払うと、1年間のアーカイブ会員へ移行でき、過去の講習会などの映像をいつでも何回でも視聴できるようになる。アーカイブ会員との年会費の差額 5000 円（税込）を支払うことで、アーカイブ会員に変更できる。その際の振込手数料は入会者本人の負担とする。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。

●一般会員→アーカイブ会員への変更：申請後、アーカイブ会員との年会費の差額 5000 円を支払うことで変更可能（前述）

●一般会員→認定会員への変更：新規取得用の特別講習会の受講修了後、認定試験合格が前提となり、申請のみでの変更は不可

- (1 5) 一般会員が次のいずれかに該当する事由に至ったときは、定款第 10 条及び、定款第 11 条により、その資格を喪失し、支払われた会費等は一切返金されない。年会費等未納の費用は退会後も支払い義務があり、請求する。
 - ① 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - ③ その他除名すべき正当な事由があると、代表理事又は理事会が判断したとき。
 - ④ 定款第 8 条の支払いの義務を 1 年以上履行しなかったとき。
 - ⑤ 総社員が同意したとき。
 - ⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - ⑦ 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
 - ⑧ 本法人が解散若しくは破産したとき。

第 3 条（アーカイブ会員）

定款第 6 条第 2 号に規定する一般会員の諸規定に準じ、アーカイブ会員は次のとおりとする。

- (1) アーカイブ会員の資格は一般会員資格を基礎とし、別途定める規定以外の諸規定は一般会員に準ずる。
- (2) アーカイブ会員とは、本法人主催の過去の講習会などを録画し、アーカイブとして保存する映像資料を会員期間内何回でも視聴できる会員資格である。

- (3) アーカイブ会員は、本法人の目的に賛同して入会を希望する個人で、医師、薬剤師、看護師などの医療職、ならびに製薬会社や介護福祉関係者も対象となる。
- (4) アーカイブ会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員には該当せず、社員総会及び、臨時社員総会における議決権を有しない。
- (5) アーカイブ会員として、入会しようとする者は、本法人ホームページ内にある入会フォームを用い、最新かつ虚偽のない正確な情報を以て申請する。
- (6) アーカイブ会員は、入会時に入会金の負担は無い。
- (7) アーカイブ会員は、入会時に年会費 7000 円 (税込)を支払い、その際の振込手数料は入会者の本人負担とする。本法人では4月～翌年3月までの1年間を会員期間と定め、期内の途中入会の場合も、翌年3月末に1年間の会員期間が一旦終了し、次期へ自動更新となる。会員資格は入会者本人から別紙「第4号様式」の退会届を提出が無い限り、1年ごとに自動更新され、会員期間最終月(3月)末までに次年度の年会費7000円(税込)を遅滞なく前納する。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。指定期日を超えても未納の場合は、納付期限を付して催告する。催告時に提示した納付期限内に納入されない場合は、納付期日からの延滞割増金を徴収することができる。
- (8) 他会員資格への変更を希望する場合、会員期間最終月の前月(2月)末までに、ホームページから会員管理システム(シュクミネット)にログインし、マイページから変更申請を行う。この時期に遅れた場合、次年度も現会員資格が自動更新となる。

《現会員有効期間中に、他会員資格への変更申請の場合》

- アーカイブ会員→一般会員への変更：申請で変更可能。アーカイブ会員との差額5000円は返金されない。
- アーカイブ会員→認定会員への変更：新規取得用の特別講習会の受講修了後、認定試験合格が前提となり、申請のみでの変更は不可

- (9) 退会の場合は、会員期間最終月の前月(2月)末までに、別紙「第4号様式」の退会届を提出する。遅れた場合、会員資格が自動更新され、次年度年会費が発生する。
- (10) 入会時に自動割り当てされる会員個人のパスワードは自らが変更できる。このパスワードは会員個人が責任を以て管理し、第3者への譲渡・漏洩を禁ずる。
- (11) 会員情報の記載内容に変更が生じた際には、会員自身がマイページにアクセスし、記載内容の変更を遅滞なく行い、常に最新情報に更新する。
- (12) 一般会員と同様に、本法人主催の講習会に、会員特別価格で参加することができる。参加費用は講習会ごとに別途定められる。
- (13) アーカイブ会員は、一般会員と同様に、本法人ホームページ内のパスワード管理される会員専用ページにアクセスできる。
- (14) 会員専用ページ内及び、アーカイブ内のコンテンツは、会員資格を有する期間内に限り利用でき、退会後は使用できない。これらのコンテンツはいずれも知的財産権を有する著作物であり、許可なく複製、転載、改変、無断使用することは著作権侵害となり、これを禁ずる。会員が本法人と関係する講習会等で、これらのコンテン

ツを使用する際には、事前に著作権を有する代表理事の承認を得なければならない。
また、本法人と無関係な他団体の会合や講習会等で、これらコンテンツの使用は原則できない。

(15) アーカイブ会員が下記のいずれかに該当する事由に至ったときは、定款第10条及び第11条により、一般会員と同様に会員資格を喪失し、支払われた会費等は一切返金されない。年会費等未納の費用は退会後も支払い義務があり、請求する。

- ① 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があると、代表理事又は理事会が判断したとき。
- ④ 定款第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- ⑤ 総社員が同意したとき。
- ⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ⑦ 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
- ⑧ 本法人が解散若しくは破産したとき。

第4条 (認定会員)

定款第6条第2号に規定する一般会員の諸規定に準じ、認定会員は次のとおりとする。

- (1) 認定会員の資格は一般会員資格を基礎とし、別途定める規定以外の諸規定は一般会員に準ずる。
- (2) 薬剤師及び看護師は、一般会員として入会后、当法人指定の認定吸入指導薬剤師・認定吸入指導看護師新規取得用の特別講習会の全時間を受講修了後、認定試験の合格することで、認定吸入指導薬剤師・認定吸入指導看護師の資格を取得できる。
- (3) 認定会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員には該当せず、社員総会及び、臨時社員総会における議決権を有しない。
- (4) 認定会員として、入会しようとする者は、本法人ホームページ内にある入会フォームを用い、最新かつ虚偽のない正確な情報を以て申請する。
- (5) 新規認定取得用の講習会申込時に、一般会員として同時入会する場合、15000 円（税込）を前納し、一般会員年会費 2000 円は別途徴収しない。その際の振込手数料は入会者本人の負担とする。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。
- (6) 認定吸入指導薬剤師・看護師の認定資格は、取得後3年間保持され、認定期間内に講演会受講などで発行する単位を以て、3年毎に更新する。単位取得方法と講習会ごとの単位数は別途定める。本法人では4月～翌年3月までを1年間を会員期間と定め、期内の認定試験合格の場合、次4月～その3年後の3月までが認定期間となる。
- (7) 認定吸入指導薬剤師・看護師試験に不合格だった者は、一般会員（1年間）となる。その際に吸入指導ナビゲーターの資格が付与され、このナビゲーター資格は一般会員の資格が継続される間維持できる。
- (8) 認定吸入指導薬剤師・看護師が認定期間内に規定の単位を取得できなかった場合、暫定期間の後、一般会員（1年間）へ移行する。その際に吸入指導ナビゲーターの資格

が付与され、このナビゲーター資格は一般会員の資格が継続される間維持できる。一度失効し、再度認定吸入指導薬剤師・看護師の資格を取得する際には、新たに新規認定取得用の講習会と認定試験を受け、合格する必要がある。

- (9) 他会員資格への変更を希望する場合、ホームページから会員管理システム（シュクミネット）にログインし、マイページから変更申請を行う。変更が受理された時点で認定会員の資格と得点は失われる。その際には、一般会員・アーカイブ会員との年会費の差額は返金されない。
- (10) 退会の場合は、会員期間最終月の前月（2月）末までに、別紙「第4号様式」の退会届を提出する。
- (11) 入会時に自動割り当てされる会員個人のパスワードは自らが変更できる。このパスワードは会員個人が責任を以て管理し、第3者への譲渡・漏洩を禁ずる。
- (12) 会員情報の記載内容に変更が生じた際には、会員自身がマイページにアクセスし、記載内容の変更を遅滞なく行い、常に最新情報に更新する。
- (13) 認定吸入指導薬剤師・看護師が、その資格を維持更新するために、認定期間3年間の間に規定単位数を取得後、更新費用15000円（税込）を会員期間最終月末までに納める。その際の更新費の中に3年分の年会費も含まれる。振込手数料は入会者本人の負担とする。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。指定期日を超えても未納の場合は、納付期限を付して催告する。催告時に提示した納付期限内に納入されない場合は、納付期日からの延滞割増金を徴収することができる。
- (14) 認定吸入指導薬剤師・看護師は、その資格を公示するために、認定シールが発行されるが、その認定シールは施設内の患者が容易に見られる場所に掲示する。
- (15) 一般会員と同様に、本法人ホームページ内のパスワード管理される会員専用ページにアクセスでき、アーカイブ会員と同様に過去の講習会等のアーカイブ映像を追加費用の負担なく、いつでも視聴可能となる。視聴できるコンテンツはアーカイブ会員と同一となり、新たにアーカイブ会員資格を申込み必要はない。
- (16) 著作権を有する吸入療法関連動画や吸入指導時に用いる書式セットなどのコンテンツを、会員資格を有する期間内に限り利用でき、退会後は使用できない。これらコンテンツはいずれも知的財産権を有する著作物であり、許可なく複製、転載、改変、無断使用することは著作権侵害となり、これを禁ずる。会員が本法人と関係する講習会等で、これらコンテンツを使用する際には、事前に著作権を有する代表理事の承認を得なければならない。また、本法人と無関係な他団体の会合や講習会等で、これらコンテンツの使用は原則できない。
- (17) 認定吸入指導薬剤師・看護師は、一般会員と同様に、本法人主催の講習会に、会員特別価格で参加することができる。参加費用は講習会ごとに別途定められる。
- (18) 認定吸入指導薬剤師・看護師は、本法人開発のインターネットクラウドシステムを用いた、すい吸い連携ネット（すいれんネット）を追加費用の負担なく、いつでも利用可能となる。すいれんネットにより、リアルタイムの双方向医療連携の構築が

可能となる。

(19) 認定吸入指導薬剤師・看護師が次のいずれかに該当する事由に至ったときは、定款第10条及び第11条により、一般会員資格と同時に喪失し、支払われた会費等は一切返金されない。年会費等未納の費用は退会後も支払い義務があり請求する。

- ① 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があると、代表理事又は理事会が判断したとき。
- ④ 定款第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- ⑤ 総社員が同意したとき。
- ⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ⑦ 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
- ⑧ 本法人が解散若しくは破産したとき。

第5条（退会事由及び手続）

- (1) 定款第9条の規定により退会する場合は、会員は別紙「第4号様式」を本法人代表理事に提出するものとする。
- (2) 会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。会員資格喪失に際し既に納入した年会費、教材費及びその他の関連費用等は一切返金しない。
- (3) 定款第10条の規定により除名された際には、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

第6条（改正）

この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

- (1) この規程の施行に関し、必要な事項は別に細則として定める。
- (2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年11月28日）から施行する。
- (3) 新規会員管理システム導入にあたり、一般会員とともに、認定会員・アーカイブ会員を新たに、令和3年7月第12回理事会の決定事項として会員規定内に定め、令和3年9月より施行する。

【一般社団法人吸入療法アカデミー本部住所】

〒509-6134 岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町1丁目15-1

TEL: 0572-67-2122 FAX: 0572-67-2277

ホームページ: <http://aims.global/>

別紙「第4号様式」

一般社団法人吸入療法アカデミー 退会届

一般社団法人吸入療法アカデミー代表理事殿

私は、一般社団法人吸入療法アカデミーの退会を希望しますので、定款第9条の規定により退会申込書を提出します。なお、退会に際しては、下記のことを承諾致します。

- 1) 納入した入会金、年会費、教材費及び、その他関連費用等の一切の会費は返還されないこと。支払いが完了していない会費は、退会までに全額支払うこと。
- 2) 会員資格を喪失後、会員名簿からの登録削除されること。
- 3) 本法人付与の資格称号を失効し、前歴としても使用することはできないこと。
- 4) 認定を受けた認定吸入指導薬剤師シール等を、速やかに撤去すること。

西暦 年 月 日

現在の会員区分（いずれかに○）： 一般会員 ・ アーカイブ会員 ・ 認定会員

氏 名：

生年月日 年 月 日（ 歳）

所属施設名

同 施設住所 〒

同 TEL 番号： FAX 番号：

E-mail：

=====

FAX 返信先： 0572-67-2277

一般社団法人 吸入療法アカデミー本部（東濃中央クリニック内）

一般社団法人 吸入療法アカデミー